(10)　未使用の本遺伝子組換え生物等を含む廃棄物の廃棄は、不活化処理した上で医療廃棄物管理規程に従って行う。
(11)　患者由来の検体の廃棄は、医療廃棄物管理規程に従って行う。
(12)　患者が自宅で用いたドレッシング材及び洗浄に用いた器材等の廃棄は、不活化処理した上で行う。
(13)　治療施設外で保管された本遺伝子組換え生物等を含有する未開封のバイアルの廃棄は、不活化処理した上で行う。

○農林水産省告示第二千七百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月十五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　山梨県北都留郡小菅村字作之宮一七九一の一、一七九二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び小菅村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月十五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　山梨県大月市七保町奈良子字奈良子向一〇三七、一〇三八、一〇七七、一一二九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字奈良子向一〇三七・一〇三八・一〇七七・一一二九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月十五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　山梨県上野原市桐原字前原六五七、六五八、六六一の乙、六六五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月十五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　山梨県北杜市須玉町比志字告場一二八一、一二九九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字告場一二八一・一二九九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月十五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　熊本県八代市坂本町西部ろ字上原木三八三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上原木三八三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十二月十五日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県姫路市豊富町豊富字甲山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　水道事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県庁及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百八十七号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十八条第一項の規定により横浜国際港都建設計画北仲通南地区第二種市街地再開発事業の施行規程及び事業計画の変更を認可したので、同条第四項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　市街地再開発事業の種類及び名称

横浜国際港都建設計画北仲通南地区第二種市街地再開発事業

二　事業施行期間

事業計画の認可の公告の日から平成三十四年度まで

三　施行地区

神奈川県横浜市中区北仲通五丁目、同六丁目、本町五丁目及び同六丁目の各一部

四　施行者の名称

独立行政法人都市再生機構

五　事務所の所在地

東京都新宿区西新宿六丁目五番一号

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日

平成二十四年九月二十六日

七　施行規程及び事業計画の変更認可の年月日

平成二十七年十二月十五日

○防衛省告示第二百三十一号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、平成二十七年十二月四日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成二十七年十二月十五日

防衛大臣　中谷　元